大明律例譯義

十二

ワ保
6038
14-13

門 7 保4
號 6038
卷 14-13

大明律例譯義卷之十二目錄

斷獄

囚應禁而不禁
故禁故勘平人
淹禁
陵虐罪囚
與囚金刃解脫
主守教囚反異
獄囚衣糧
功臣應禁親人入視
死囚令人自殺
老幼不拷訊
鞫獄停囚待對

依告狀鞫獄
原告人事畢不放回
獄囚誣指平人
官司出入人罪
辯明寃枉
有司決囚等第
檢驗屍傷不以實
決罰不如法
長官使人有犯
斷罪引律令
獄囚取服辯
赦前斷罪不當
聞有恩赦而故犯

徒囚不應役
婦人犯罪
死囚覆奏待報
斷罪不當
吏典代寫招草

工律

營造

擅造作
虛費工力採取不堪用
造作不如法
冒破物料
帶造段匹
織造違禁龍鳳文段匹

造作過限
修理倉庫
有司官吏不住公廨

河防

盗決河防
失時不修隄防
侵占街道
修理橋梁道路

宮内庁書陵部

大明律例譯義卷之十二

斷獄

獄ハ牢屋の事也牢屋の内ハ罪人を拘束する事とのせるなり律也

囚應禁而不禁

囚の牢へ入るべき者を禁ハ牢へ入るとき

凡司獄官吏因の牢へ入るべき者を禁ハ牢へ入るとき枷死罪の因ハ枷ハ牢内にて枷ハ牢外にて枷ハ牢内にて枷ハ牢外にて枷ハ牢内にて枷ハ牢外にて

[illegible]ハ答
牢の類

若牢の内より囚人自殺小出来る事多き杖須枷とハ
[illegible]獄官典獄司獄司[illegible]獄卒牢番の事につ
[illegible]囚の事也小の囚人[illegible]杖須枷[illegible]
出[illegible]杖罪の囚[illegible]なる[illegible]答三十徒罪の囚
[illegible]ハ答四十流罪の囚ハ答四十死罪の囚ハ杖六十の罪よ
[illegible]牢獄の事[illegible]知[illegible]論決也
[illegible]典囚罪[illegible]
罪小[illegible]牢へ入る[illegible]
入[illegible]杖須枷[illegible]
[illegible]杖六十[illegible]
[illegible]老幼廃疾の者ハたとへ牢に入[illegible]杖須枷せざる[illegible]
[illegible]杖罪の軽き罪[illegible]
[illegible]又財[illegible]古[illegible]の事[illegible]
[illegible]

[illegible]杖法の減[illegible]市[illegible]方に流して海[illegible]

條例

一凡杖號[illegible]人[illegible]
[illegible]杖號[illegible]
[illegible]
[illegible]

何ハ絞ヒ抵罪官及ビ獄官典獄牢司等ヲ知テ
他ノ事件ニ於テハ囚人ト無ク同罪ニ坐ス
ルモノハ犯人ト無ク同罪ニ坐ス
ルモノハ一等ヲ減ジ其ノ事ニ係テ
牢人ノ身分ニ在ルトキハ皮肉ヲ刺ス
事ヲ犯シタル者ハ牢ニ入レテ死スル
ヲ待ツ人ハ多ク杖八十ノ罪ニ坐シ
ヲ牢人ニ入レテ死スル迄ハ其ノ罪
ヲ牢人ニ入レテ死スル迄ハ其ノ罪
ヲ牢人ニ入レテ死スル迄ハ其ノ罪

一京并諸國の同刑衙門（刑罰の事を掌る衙門なり京にては刑部省諸國にては郡衙）
（并より御家御所にては布政司按察司指揮司の部書官御所にては侍所）
拷問して罪を鞫むかへ犯者死罪の犯人并に竊盜
捨奪ふの事なり犯人ハ多くハ拷問にて
その罪犯を拷問するなり犯人ハ多くハ拷問にて
さしまつる犯人ハ多くハ拷問にて
員（拷問する人数）
（拷問する人数）罪ハ拷問にて
拷問（拷問する道具）夾棍（拷問する道具）脳箍（拷問する道具）烙鉄
（拷問する道具）ハ責道具なり
厚筆（拷問する道具）鞭馬棍（拷問する道具）慈兒（拷問する道具）
（拷問する道具）ハ拷問にて
一封書亂
（一封書亂ハ家人の名を書き封書にて
のなりといふなり）
或ハ焼酒にて鼻より流し
又ハ竹の簽を十指の間につめさせ
又ハ竹の簽を十指の間につめさせ
又ハ接節とて
（竹片にて）

於又ハかさね
或ハ脊背を敲つの杖のしうち
付てしも者お呼ぶ
文官ハ級を降し別の職に
（別の職に）
（降し）
（降し）
（降し

京師史、拷刑拷問ハ、再し吟味をこゝろみ、実
ゆくへたらざるを、ハ別に罪を糾禁
し、仕置ハ、若しくハ、二の内より、徒流
流死の因人ハ、印(焼)を、ハ、
内ハ、ゆるして、遠ハ、に、
死ハ、杖の内ハ、徒流の、ハ、又、徒流の、
ハ、官吏、延引、年、二百、
二の、一等、罪、杖、年、
内、ハ、古の、
者、杖、年、流、
一百、杖、ハ、の因、杖、

陵虐罪因

陵ハ、
年に、

元獄卒、牢番の、
ハ、
ハ、の、
ハ、
ハ、
ハ

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

一等を減じ、
為司獄の官典及び獄卒共を知て故意を
用ひる者は獄卒と同罪を科し吏と獄卒共死罪に
は一等減じ、
為又付し吏く古の逸文に拘
ある職掌のごとく法の獄を掌る官
方に従て罪を出せし、
為治罪令に今案するに事を付て因て職を
事を付て獄卒は杖百十司獄官吏は笞四十
拘留官は笞五十に罪を科する
主守教囚反異
犯罪の事を教へ囚人を教へ
犯司獄官典獄卒の教罪囚を出し今と同
事は杖百十

無実なるに拘留して今迄いたし云々あるべ
きなり乃ち主守教囚一定せざるの故なり
囚人のごとき獄官吏は獄卒を
かくしかるに囚人の云々の文
情を主守教囚の罪を減じ
故出入人罪の律を傳く罪は
事をとれば一等減じ罪を科し
司獄官典獄卒牢番の囚人を容隠し
牢内に入れ又は囚の有る事の告発
事なりとも罪の上なるは
罪を科せず
為又司獄官吏獄卒或は和人
物を受て吏にしたがひ拘留の
無実なるに拘留して今迄いたし云々あるべ
きなり乃ち主守教囚一定せざるの故なり
囚人のごとき獄官吏は獄卒を
かくしかるに囚人の罪を
情を主守教囚の罪を減じ
故出入人罪の律を傳く罪は
事をとれば一等減じ罪を科し
司獄官典獄卒牢番の囚人を容隠し
牢内に入れ又は囚の有る事の告発
事なりとも罪の上なるは
罪を科せず
為又司獄官吏獄卒或は和人
物を受て吏にしたがひ拘留の

減ずる法は徒罪に准ずる流罪は遠流に准ずる

獄囚衣糧

凡獄囚に給する衣服技巧方藥の費は官物を以て給ふ

親子人の破不と所値し行事をもつて宰領する間う
又は破不作る間う又は中違する古の功臣及び世の人病
死すれば家よりの間うはその罪の事状法したる官家の
病死せしむと雖細を世主に聞く人と落涙を宰領へ入る以保
ある親親を禁中と違し世に古の病死の限を奏聞せしむ
外破不又は人中違する病死せしむる者の皮肉を古因所に
病死も雖細を世主に聞く人を使古所過てはし親親をつま
たせしむ間く禁中に親しむ又世に奏聞し後よ
古の親親を以て親しむ者に世に奏聞しむ者は杖六十
の罪と行う

死囚令人自殺

死罪に於ては因人殺罪あり事状おもむく人をもつて
自の身をもつて因人殺罪と云ふ因人死ん者
を非法と行事状者は罪と行うなり

凡死罪を犯しある因すでに罪人決定して罪
よりこれを行う於ては不親親友ものこと
状の事状報してもつて人は親親本ものたのして人状
やすく親ものの人を殺人しむ者人状をもつて
二等減しの罪と行う人命律の凡人殺人の律と文殺人の
為因亡と白状して罪に報ずる親親友ものたの人
て報してもつて人をいたしむる親親友ものの人
友ものたの人状やすく親ものの人を殺人
も者を白状せば本死罪もとこれを殺しむ
報したる親親友ものの人状
備の律よりも人を殺人したる者は人命律
凡死と云ふ者又白状せざる者は
ものと行う人を殺人せざる者

[illegible]

老幼不拷訊

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鞫獄停囚待対

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たゞ太の罪を同座めさせ上司より之れを裁
せしむるなり

為犯人出ずる事あれば決させまた
犯罪の者介入別係よりも裁決させ
縣令因人おさ方八因の交を
縣令因の数因しれば法の因人
方へ其因の数因しれば法の因人
ゆる者又へ一所よりあるを罪を論ずるより
すべし為ゆえに事れ高罪と論ずる
事方なれいつもを事れ
し後物文を物ゆえ事
為れ者若八答め十れ罪
る因を物て縣令因の為れ
因人方おさ方を物ゆえ因のおさ法へ
若八之れ変の官司より逮て收へく罪を同係ゆえ
上司へ上書して事の法人を定むるを法ゆえ
因物ゆえ罪を定め官司の法ゆえ
文ゆえ若八一日答二十毎一日一等を加へく罪杖六十に止る

條例

一同刑衙門より移文を軍衛（知司相物司千百戸を云）有司（布政司糸府糸州糸縣を云）
の方へ逮し法問人犯人城花八之れ
にて人へく同刑衙門より軍職有司へ逮
せ法延門より事二箇月を及へ事にかゝる友妻
俸を与へく日を事あ除て後小移文を逮し逮
して俸を支す事を許す事を
なる友妻毎月吟味し奏聞を待へく
小事也

一 左京左刑罰の事を同寮の例よりおわって官人以下
て訪百姓人訪百姓人を定め仕奉する伝 及び軍衛 有勇の物又伝
遣し立会て訪百姓訪百姓ハ事情を聞
訪問するハ一箇月ごとに人命を報しあり事を知し
仕奉するハ三箇月ごとに仕奉するハ又ハ
訴てし犯人罪ハ徴せさる事なりと又仕奉伝
ものを事ハ物を賞ハ一箇月を限りて出奏する
ハ行事をよかこれをなし仕奉するにて事
ハ出奏さるとに令奉して提へて遠制の罪
を官人依て別に官人を訪問して安個伝
ト上ることにすることし

依告状鞫獄

告状ハかけめ申ものを伝 告状ハ訴訟より伝法よの申せる事に伝く訴状出へ告事とし

凡獄を鞫め問ハ伝へ告ハ申ることの申
ものを事に報て推究めて官ハ官人ハ官
ハ事を問ものを事ハ物を事ハ物を伝
事伝ハ事ハ物を事ハ物を伝ハ事ハ物を
論に同僚ハ官人ハ官人の罪を故出入人罪ハ律に伝く罪を
者ハ罪を申せ

凡ハ告状に別ハ官人ハ官人ハ先の者ハ家へ
ハ捕ハ事を事ハ物を事ハ物を事ハ物を
事ハ事ハ事ハ

[illegible]原告の人よりおかし同じ年[illegible]
放しかへすべしとうらなひ[illegible]

元祠[illegible]指[illegible]人の罪と告へ出るとき[illegible]
対決さすべき[illegible]事実あらはれ告られしるしなりや
[illegible]白状して自らみを罪に[illegible]原告する人を
よ対決さすべき事[illegible]
[illegible]ゆるし[illegible]人を[illegible]
[illegible]
毎三日一度宿[illegible]罪答四十より出る

獄囚誣指平人

宰[illegible]罪人[illegible]
[illegible]

元因宰[illegible]
[illegible]人を罪をかうむらしめ
けしてさすべき人を誣告したる罪を[illegible]
[illegible]
[illegible]罪人の家[illegible]
[illegible]

海へ入べし

為官吏獄囚を鞫め問ひ法あるを犯したるもの犯状問
ひ糺すべき[illegible]にすべきを故出入人罪
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

流人より立て流人を罪人の罪に二等減じ科に行ふ

流人より立て罪の軽重たるを以て流人より立て流人の罪を減じ科に行ふ

[illegible]

化外の人罪に同罪

[illegible]

化外の人と無罪

[illegible]

官司出入人罪

[illegible]

官司人の犯罪を法よりも法外に拷問する事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くすべき徒罪ハ杖二十より高くして流罪に至る
の間一等つゝ減じて杖二十より高くして徒一年
に至る徒一年より高くして二等減じて死罪より徒一年
に至る死罪にして一等減じて徒二年に
当る徒罪ハ徒より高くして一等減じて杖二十に
当る流罪ハ徒より高くして一等減じて杖二十より高くして流罪に至る
右罪科の条例ハ本文に詳しく載せ
置くべきなり然れども犯人ハ法の
文に拘ちて重く罪に入るべきハ
軽く減じ軽く罪に入るべきハ
重く減じ罪の上にて減じ
難きハ法の文に拘ちて
重く減じ罪に入るべ
きハ軽く減じ軽く
罪に入るべきハ
重く減じ罪の上に
減じ難きハ法の
文に拘ちて
重く減じ罪に入
るべきハ軽く
減じ軽く罪に
入るべきハ
重く減じ罪の
上に減じ難
きハ法の文
に拘ちて
重く減じ罪
に入るべ
きハ軽く
減じ軽く
罪に入る
べきハ
重く減じ
罪の上に
減じ難
きハ法の
文に拘ち
て重く
減じ罪
に入る
べきハ
軽く
減じ
軽く
罪に
入る
べきハ
重く
減じ
罪の
上に
減じ
難き
ハ法
の文
に拘
ちて
重く
減じ
罪に
入る
べき
ハ軽
く減
じ軽
く罪
に入
るべ
き

[illegible]
[illegible]
[illegible]

よ養國〳〵場所ハ[illegible]に[illegible]〳〵前方ハ法人の義許したる
[illegible]と申[illegible]文案に[illegible]〳〵すべ〳〵義許〳〵[illegible]中に[illegible]〳〵
[illegible]又寛恕[illegible]と云[illegible]ふ[illegible]〳〵[illegible]申〳〵[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]よ[illegible]を過[illegible]て[illegible]法[illegible]を
故入人罪の律より[illegible]〳〵罪[illegible]論[illegible]〳〵

一右の二法[illegible]の因[illegible]小[illegible]の中[illegible]ハ初め
義許〳〵[illegible]人[illegible][illegible]ハ[illegible]
[illegible]文を造〳〵二法[illegible]及ぶの
[illegible]人の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
義通の[illegible]史の[illegible]〳〵[illegible]〳〵[illegible]
[illegible]
[illegible]

一大小[illegible]刑罰の事ハ今味より[illegible]法不[illegible]因[illegible]を鞫
問[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]如因の罪[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さて申奏聞し、主殿寮に行て、行事の弁官に伝て、行事より直に検非違使の官に下し、直検の官人、刑部省に行て、刑部省より、検非違使人を遣し、監禁所に入て、罪人を捕て、検非違使に付て、弁官に出て、弁官より、検非違使に付て、罪人を合て、又古の例の如く、罪人を遣し、拷問の法の如く、拷問の人、罪人の口を問て、罪人の白状を、奏聞の奏事を、検非違使人、合て、罪状決定の時、法に任て、流罪に行ふ、死罪に行ふ、数等有て、なりと、雖も、犯人の親族眷属、共に、失の限、なせば、罪科、軽重、細推勘、論定の時、法に任て、行ふ事、あれども、犯人、もの中、過て、法に、相当する事、あれども、犯人、同じ、中に、右罪を、定めて、法に、犯人、を、論定して、罪に、行ふ、犯人、を、拷問、過て、勅裁、を、仰ぎ、たり、

法定、立て、なく、審理、なく、罪科、を、決定、して、遠流、して、坊門、に、居て、杖、二十、なり、又、罪因、の、小無、に、行ふ、誤失、なり、と、雖、も、法定、に、違、故、出入、人、罪、なり、て、論、也、

條例

一 在京の法司集て、検非違使、を、罪の犯人、を、審に、入、て、問、て、伝、て、おり、右、年、の、内、に、病死、せば、其、の、罪、の、刑罰、を、行ふ、所、の、例、は、九月、の、頃、に

一屯より病死しるすかを出さく奏聞をへし

検験屍傷不以實

検験は本国より使ひ遣はしたる官人と国司と使人とを以て病死か屍傷か死したるかを検験するなり

凡死人あれはその死籍の傷を調べ吟味さすべし府国郡の官人

より来りて検験をへしと書牒を以せ府州郡の官人

遠近を問はず速やかに吟味すべし屍の傍らに置きて

さまざまに看るべし自ら物を以て看る事なかれ

事を代へ改めさすべし改めさする事をもて

初検の官吏初の検使は

一味し合せ屍傷の報をかたらしめ及ぶ事なかれ

かかるとき入る事を改めさせ屍報の疵付くる事を

遠近に改の疵と面と疵付きたる疵付

らおよそ疵付きたる多き傷代減しかくして実

の事なるべしあるいはもとの疵して死るとき

事をもて疵を脱かれかの死を

十三屍数を杖七十吏典杖八十件作行人屍報をこのかの

屍報吟味するは皮吏と一味して屍を

物をもて疵付くるとき

科よ物を

皮吏及び件作行人の報を以て屍報を改めるとき

遠とあるていよりはるかに海を隔て

逐ひ出さるべし故出入る罪を

科よ物を

皮吏及び件作行人の報を以て屍報を改めるとき

遠とあるていよりはるかに海を隔て

逐ひ出さるべし故出入る罪を

[illegible]物ヲ主犯ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

又太の監臨官人の脚部をうちくだくに若しくは杖をおけば杖をおけばその若死する事一分なる及ぶ古のおもしろき罪人（徒三年）として贖

[illegible]

長官使人有犯

長官使人（長官の使ある官人）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又死罪を犯さば[illegible]

[illegible]

内は長官のあづかる印信（印判の事也）及一切の須論の事は長官の次に佐貳官より所は[illegible]衙門は長官の如く[illegible]佐貳官印信を管[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

合たる一事ハ[illegible]其限ニ不著也、[illegible]刑政律ハ
の條内ハ手足毆人不成傷者笞二十成傷及以他物毆人不成傷者笞三十
成傷者笞四十とあり[illegible]毆人成傷者笞三十と
[illegible]

其特旨新罪ハ別限のことにて罪ニ[illegible]
て定律とするなり[illegible]
なりとも[illegible]
らぬ事也[illegible]
[illegible]
[illegible]故失出入人罪[illegible]

獄囚取服辯

服ハ囚自ら罪ニ[illegible]
[illegible]

元獄より出る囚の徒流死罪ハ[illegible]
[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

赦前断罪不当

赦ハ大赦ナリ其ノ罪ノ軽ク重キ大赦ノ有リシ時ニ当ル者ハ其ノ罪ヲ減ジ免ス

凡大赦ニ遇フ罪ハ行ハレテモ猶ホ軽キ者ハ徒ニ流ニ当ル者ハ流ニ当ル者ハ大赦ニ遇フ者ハ皆免ス

凡官の職ニ在リテ事ヲ受ケ公罪ヲ犯シ大赦ニ遇フ者ハ官ニ復シ

如へく杖一百より四百に徒四年病家に有責主のいとまを乞てい
は病家に知せしかはるゝ出れハ主人のもとに帰る日数を定めハ年
数より多く勤めさせ典主に為ハ主物の法人を
用ひる罪より徒四年に徒四年数ハ主人ひろさふ監除主家を
とゝまるに法人の人云入うく逃て居く逃け四ゝしるゝ
入ゝ人代庭ゝ代ゝく法と勤めさせるに主ハ古の
法人代徒四のかゝに勤じへき日数徒法と勤めさせる也
書いつもとゝもゝ逃ゝ又ハ人を雇ゝかゝ
法人ゝゝ為ゝ罪より法人ゝ法ゝ法ゝ
為て古の五人寄代ゝ代ゝ法ゝ法ゝ法ゝ
ハ贓罪ゝ法ゝ海ゝ主死方に徒ゝ海に毛ゝ古の徒四と
ゝゝ法ゝ法ゝ日代ゝ人ゝ逃ゝ日代ゝ人ゝ逃ゝ

ゝ罪ゝ海ゝ毛日勤徒法ゝ法ゝ勤めさせ

婦人犯罪

（ふんにんの罪を犯しるハ方ゝ一法
よりかゝ書よりけ保法ゝ）

凡婦人の罪をしるふゝ苺罪代犯ゝ又死罪より人犯を
犯しゝ為ハ法ゝ宰ゝ人ゝ宰ゝ人ゝ
死罪より徒流杖罪のゝハ為ゝ為ゝ古刑の宰ゝ宰ゝ雑犯の
重也（おもき）ゝ為ゝ者ゝ為ゝ為ゝ法ゝ法ゝ
町の者ゝ新ゝ重ゝ法ゝ徒ゝ法ゝの法ゝ法ゝ法ゝ
ゝ為ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ
ゝ宰ゝ宰ゝ入ゝ者ハ若ハ宰ゝ宰ゝ入ゝ宰ゝ法ゝ法ゝ
為ゝ人の懐妊したるゝ罪代犯して或ゝ携同生ゝく又ハ
杖ゝ法ゝ法ゝ者ゝ法ゝ法ゝ古の為ゝ法ゝ者の親ゝ法ゝ
女婦ゝ月町のゝ法ゝ為ゝ法ゝ宰ゝ産ゝ百日ゝ法ゝ法ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

死囚覆奏待報

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十悪の罪を犯したる者は死罪に行なはるべしと雖も[illegible]

禁刑の日は

[illegible]月初一日　初八日　十四日　十五日

十八日　二十二日　二十四日　二十八日

二十九日　三十日

右、水　正月　五月　九月

閏月　[illegible]　雨未だ降　天未だ明

大祭亨　[illegible]

古の日は[illegible]の後といへども死罪に行なはるべし

斷罪不當

罪なくして付き付き決死せしむる者は流すべし若枝[illegible]決せしむる後流すべし死罪也

[illegible]

[illegible]

元罪なくして付き付き決死せしむる者は流すべし若枝[illegible]決せしむる後流すべし死罪也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]官人[illegible]人の罪状放出入[illegible]
[illegible]出入[illegible]徒[illegible]流[illegible]

吏典代寫招草

[illegible]の[illegible]

[illegible]の衙門[illegible]罪人[illegible]の衙門[illegible]
下級人[illegible]招草[illegible]
[illegible]出[illegible]内の罪の[illegible]
[illegible]出入[illegible]
[illegible]罪状[illegible]
[illegible]人の罪を出入[illegible]
[illegible]罪状[illegible]
[illegible]

工律

造化河防[illegible]
[illegible]

[illegible]

營造

[illegible]

檀造作

[illegible]

軍民官司

[illegible]の支配[illegible]
[illegible]造[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]
[illegible]造化[illegible]

[illegible]と同形小形
為城塁小堀と為れ食庫之麻[illegible]小板〜懐化〜延
引し[illegible]化事[illegible]ハ千前[illegible]遠田化の[illegible]付て百
姓を起し又ハ知地の軍人よりハ付て[illegible]上
[illegible]と同〜[illegible]〜[illegible]制の[illegible]
為[illegible]造すること[illegible]入用の材木石瓦竹小
の[illegible]ハ[illegible]入[illegible]
[illegible]ハ[illegible]〜入[illegible]
なく[illegible]度[illegible]ハ若干の罪[illegible]又入[illegible]
[illegible]の[illegible]〜[illegible]
又人夫[illegible]費[illegible]
多く[illegible]人夫[illegible]入用の[illegible]
[illegible]小堀の徒[illegible]若干[illegible]

虚費工力採取不堪用

人夫[illegible]費[illegible]
[illegible]

凡人夫工[illegible]入[illegible]
[illegible]焼[illegible]工[illegible]入[illegible]
費[illegible]同代[illegible]
又新規[illegible]造化[illegible]
小[illegible]方[illegible]仕[illegible]
[illegible]
[illegible]の仕業[illegible]
[illegible]

造作不如法

凡官[illegible]造化[illegible]房室[illegible]
[illegible]者ハ若四十[illegible]人軍[illegible]

軍装甲冑
鎗刀之類

紙薄 糸の如くつゝき出たるもの

物の多くは、及び時代に応じ、

鹿麤糙 粗なるもの

用に入るものなり、

加賀藩の士人、巾帽を常用する、

巾帽を常用する、

抱調官吏 工部の技吏又は工部省の技吏

技吏 技吏又は知府州知事の技吏

技術 技術

人の局技より、

用者より、

条例

一 廃止すべき軍装品多く、

ゆる所の品を、せざるべからざるの軍装品を、

人を抱て、

別の職に任じ、

冒破物料 冒破とは、

冒破とは、

古の軍装品を、

官吏つゝしむべき、

冒破物料 冒破とは、

冒破とは、

小武器の工匠、

都城の工匠、

自然の体、

古の軍装品、

局官吏

改月と一味しるべき吟味せらるべし、
仕る吟味ゆるしなく不届に付き、
減じ、罷杖一百に処す。

條例

一、国々小名所の巡検巡検、都指揮使司布政司按察司、
及び国々巡検司の官、公事を以て軍士の数を吟味し、
入用の物代等無用に付き、不届入用の物代等、
立て置く軍士、吟味の上、
出来さる後の物代、
[illegible]
人の罪科なくして、
[illegible]
[illegible]
例に倣ひ、罷杖に処す。元制所司官吏の軍士、

[illegible]
[illegible]
[illegible]

せられたる典医除目の手同罪の杖罪を犯したる人減ぜられ若干の罪を減じ若干の罪を減ぜ

織造違禁龍鳳文段匹

龍鳳文段匹の門用ハ
龍鳳ハ民間ハ法度ニ
民間ハ法度の龍鳳の文を織出ス者ハ杖一百減ぜられたる例ハ
織戸

機戸

及桃花匹

畫物を織ル法度ハ
棚の上の
機戸
桃花匹
同罪ハ行ハ
の家内の
二匹の家内の
同罪に
の家内の
造作過限

造作過限

常課

常課ハ毎月
段匹

段匹の数

軍器

中納言
一名減ぜられ
二匹
若二十
一名減ぜられ
同官
二匹
一名減ぜ
同官
若干
同官
同官
修理倉庫

倉庫の
公廨

公廨の
倉庫
式の
官院
軍器

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河防

防ぎ堤ぐこと河川の事に付き申し渡さるべき

盗決河防

盗決とは人の為やうに拵へ置き水を田へかけ流しなどいたし又は堤を切崩すなどいたしかねのこと

凡陸防を築くべきは旱魃の時田畑を潤さんとて水を溜めんとせしかども又は雨多き年は水を溜めおくべきなり然るに人民の為に拵へ置き水を田へかけ流しなどいたし又は堤を切崩すなどいたしかねのこと

陂塘（池沼なり）**決し**（開く者は杖八十）

堤（堤を切崩すこと）

決し（開く者は杖八十）

堤（堤を切崩すこと）

決し（開く者は杖一百

列郡列の上下河きくに有りて二箇の隄岸を設けて相ひ決
するか又は故に決する事とす又山東泰山の麓より出
る泉源を堰絶たんとなれば泉源を堰絶なるに
運漕する河は清水涸れて清河禁例大明令典
の法を示す月也 然れども一年一年に
の潮水を防ぐ人夫は毎年附近
の郡より軍人を以て防ぐ
毎年閘官人を閘に
板を設くる閘官人の水門を
うち民と一味して民のために
ちの罪を免れ上の過ち罪に同く軍に充てし
一河の南北の要地に隄防を設ける故と決する
ちに決する事人の為めに
て流れなくして又田地に
放ちなしたる犯人徒罪より
合徒軍一民人なれば
に充てし人ども軍人なれば
充てし

失時不修隄防

元府列郡の官吏怠慢すべき
時なり隄防と修理せざる罪
元府列郡の官吏怠慢の河防を百姓耕作に
障りなく修理を加へ
隄防の事は百姓耕作の最中なれば仕かねて
下に班代をかくる者人夫に雇はれて苦をなす
隄防を造る人夫の食料
家財を費やす
杖六十
杖八十

及圩岸を築て修理せざるべからず耕作の
時に臨て面々小郷毎に分て若干
宜しく修理せしめ[illegible]
[illegible]田代より[illegible]入水を防
[illegible]の支流若干の所に於て[illegible]
[illegible]大水出る[illegible]大雨降て[illegible]
[illegible]人の力[illegible]防ぎ
海すること[illegible]

條例

一 元運漕[illegible]の箱より流る一箱の[illegible]に[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]時閘吏[illegible]人[illegible]溜吏[illegible]
人[illegible]上坊流域吏[illegible]
[illegible]小總旅軍人[illegible]民并軍丁

人番[illegible]所々の[illegible]
攪[illegible]威力[illegible]
[illegible]
[illegible]軍[illegible]

侵占街道

人の[illegible]侵[illegible]
[illegible]占[illegible]街道[illegible]人の[illegible]
[illegible]

元街道 巷小路 の道路を[illegible]
房屋を建乃園圃[illegible]
[illegible]園圃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

條例

一 京城の内外の街道ならびに又は坑堀を掘り又溝渠をほり河水をながして田畑をうるおしまた又は房を作り石垣を築せまた又は橋の石かけ踏まえ車を引く石ほけを拵さしめ又は牡口（豬羊の類）城戒の中に設しかひ（ひ）て場の祈をなす拵さしめるる大明門前の町道おもてうら碁盤（石碁盤の目のごとく碁盤の形なり）并に濠門柵欄（門のまわりを柵をもって仕切りとする）正陽門外御橋の南北并に正陽門の月城（ばんしろ云九又ばんしろ云也）将軍橋観音堂関王廟（関羽を祭りしまつる廟を関王廟と云）等の石垣修しかつ拵さしめる者ハいつ迄成就せしめ造制の形を言先御婦もの事一箇月に一箇月に落不申ハ御人

一 東西五世門（朝房）（朝房ハ御台所ゆ出合ハ此所ゆ出家なり）城官人吏人等ハ御入りの時ハ御書を城門ゆ出家ハ御出家ハ城門ゆ出家なり

ゆ出家ハ西門ゆ出家ハ西門ゆ出家ハ西門

相手方に対し故意に侵害する者の官人吏人若干の罪に処する

為津波の変物也 格を作る人若の変作に波

毋を重人死の変重さるる死罪に処する吏若

罪の罪に処する

條例

一 條例 [illegible]元一百九十一條の萬曆十三年四月律の沿革として法衙門

[illegible]の事八今度申渡して法衙門に領ち布く

過ひ[illegible]ると申にて今此方板に作りて領

ちの例の場合の條例の内に載入る事とせ[illegible]の範囲

又八律條に正変京月[illegible]分の事[illegible]に附て

罪[illegible]の[illegible]の八[illegible]伝四[illegible]若なり古の如

くなる[illegible]元同刑の衙門[illegible]成公内[illegible]の除例

[illegible]て罪[illegible]を定め律に正除[illegible]例に従く板と

人を罪に論る中[illegible]年月日に苛刻[illegible]の

限を張せ[illegible]人罪を故失出入する律に伝る罪

[illegible]右の如[illegible]死罪に行[illegible]

[illegible]者を死罪に行[illegible]律に伝[illegible]死罪に[illegible]者に

若別の事[illegible]八律に罪を同序籍に[illegible]民と

[illegible]

大明律例譯義卷之十二終

大明律例譯義十三卷恭奉
鈞命始筆於二月初旬畢工於十二月仲旬
于時
享保五年庚子歳也

高瀬喜朴 謹識